

亀山市告示第71号

元号を改める政令の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成31年4月26日

亀山市長 櫻井 義之

元号を改める政令の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

(亀山市公共下水道処理区域外からの接続に関する要綱の一部改正)

第1条 亀山市公共下水道処理区域外からの接続に関する要綱(平成17年亀山市告示第65号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「平成」を削る。

(亀山市木造住宅耐震診断等事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀山市木造住宅耐震診断等事業実施要綱(平成17年亀山市告示第67号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「平成」を削る。

(亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱(平成17年亀山市告示第68号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「M・T・S・H」を削る。

(亀山市障害者移動支援事業実施要綱の一部改正)

第4条 亀山市障害者移動支援事業実施要綱(平成18年亀山市告示第118号の2)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「明・大・昭・平」を削る。

(亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱の一部改正)

第5条 亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱(平成18年亀山市告示第118号の3)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「明・大・昭・平」を削る。

(亀山市重度障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改

正)

第6条 亀山市重度障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年亀山市告示第118号の4）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号から様式第6号までの規定中「明・大・昭・平」を削る。

（亀山市民間保育所等一時預かり事業補助金交付要綱の一部改正）

第7条 亀山市民間保育所等一時預かり事業補助金交付要綱（平成19年亀山市告示第26号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「平成」を削る。

（亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正）

第8条 亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成22年亀山市告示第47号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「明・大・昭・平」を削る。

（亀山市空き家情報バンク制度実施要綱の一部改正）

第9条 亀山市空き家情報バンク制度実施要綱（平成23年亀山市告示第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「平成」を「平成・令和」に改める。

（亀山市住民異動届出に係る本人確認に関する事務取扱要綱の一部改正）

第10条 亀山市住民異動届出に係る本人確認に関する事務取扱要綱（平成24年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「明・大・昭・平・（西暦）」を削る。

（亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱の一部改正）

第11条 亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱（平成24年亀山市告

示第67号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「明・大・昭・平・(西暦)」を削る。

(亀山市地域特産品発掘等事業補助金交付要綱の一部改正)

第12条 亀山市地域特産品発掘等事業補助金交付要綱(平成24年亀山市告示第79号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「平成」を削る。

(亀山市未熟児養育医療給付実施要綱の一部改正)

第13条 亀山市未熟児養育医療給付実施要綱(平成25年亀山市告示第59号)の一部を次のように改正する。

様式第11号中「昭・平」を削る。

(亀山市児童手当事務取扱要綱の一部改正)

第14条 亀山市児童手当事務取扱要綱(平成26年亀山市告示第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「明治
大正
昭和
平成」
を削り、「 | 平成」を「 | 」に改め、

「明治 大正 |
昭和 平成 |」を削る。

様式第13号中「平成」を削る。

(亀山市社会的事業所創業支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第15条 亀山市社会的事業所創業支援事業補助金交付要綱(平成26年亀山市告示第56号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「平成」を削る。

(亀山市移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

第16条 亀山市移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱(平成27年亀山市告示第77号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「その他
昭和
平成
不明」 を 「その他
昭和
平成
令和
不明」 に改める。

(亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正)

第17条 亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱(平成27年
亀山市告示第135号)の一部を次のように改正する。

様式第22号中「平成」を削る。

(亀山市認定こども園一時預かり事業実施要綱の一部改正)

第18条 亀山市認定こども園一時預かり事業実施要綱(平成28
年亀山市告示第96号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「平成」を削る。

(亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交
付要綱)

第19条 亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補
助金交付要綱(平成30年亀山市告示第113号)の一部を次の
ように改正する。

様式第1号中 「その他
昭和
平成
不明」 を 「その他
昭和
平成
令和
不明」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)
の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の亀山市公共下水
道処理区域外からの接続に関する要綱、亀山市木造住宅耐震診断

等事業実施要綱、亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱、亀山市障害者移動支援事業実施要綱、亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱、亀山市重度障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱、亀山市民間保育所等一時預かり事業補助金交付要綱、亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱、亀山市空き家情報バンク制度実施要綱、亀山市住民異動届出に係る本人確認に関する事務取扱要綱、亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱、亀山市地域特産品発掘等事業補助金交付要綱、亀山市未熟児養育医療給付実施要綱、亀山市児童手当事務取扱要綱、亀山市社会的事業所創業支援事業補助金交付要綱、亀山市移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱、亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱、亀山市認定こども園一時預かり事業実施要綱及び亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱に規定する様式により作成されている用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。